

豊田市再犯防止推進計画の策定について



1 計画策定の目的等

目的	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止推進法第8条第1項に定める計画 第2次地域福祉計画（令和2～7年度）に関連する個別計画
期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から7年度までの4か年 ※県再犯防止推進計画、第2次豊田市地域福祉計画の終期と合わせる
対象	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者で福祉的な支援が必要な者（起訴猶予者、執行猶予者、保護観察を終えた者等を含む）

2 計画の基本的な考え方

- 犯罪をした者等のうち、福祉的な支援を必要とするもの、特に、こうした支援へのアクセスが困難であるものに対して適切に支援を行うとともに、複合的な課題を抱えるものについては適切な行政サービスに繋げ、地域移行を図るなど、国と連携して息の長い支援を実施
- 国・県の計画、市の既存の取組等を踏まえ、統計データ、関係機関へのヒヤリング、アンケート調査等によって明らかになった課題等に対して、不足している項目について検討し、市の役割として取り組むべき内容を明確にし、計画策定とする。

3 再犯防止を取り巻く現状・課題と対応策

現状・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯の検挙者数、検挙者中の再犯者数は毎年減少しているが、再犯者率は横ばい（R1:44.1%） 検挙者のうち、窃盗犯の割合が最も高く（R1:52.2%）窃盗犯は無職者の割合が高い。（R1:52.8%） 	<ul style="list-style-type: none"> 窃盗の要因である生活困窮や社会的孤立に陥らないよう、福祉的な支援を行うことで再犯を防止する。
<ul style="list-style-type: none"> 刑事司法関係機関との連携不足のため、必要な支援が行われず地域移行することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事司法関係機関との役割を整理し、社会復帰支援をモデル的に実施し効果を検証する。
<ul style="list-style-type: none"> 保護司活動の負担が大きく、保護司のなり手は年々少なくなっている。 対象者を雇用しても長く続かない、勤務先でトラブル等を起こしてしまうケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止に関わる民間協力者に対する支援を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止の取組が市民に知られていない。関係者間でお互いの役割が理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業所等に対して広く周知・啓発を行う。 刑事司法関係機関、福祉支援関係機関のお互いの役割を理解する。

4 計画の目指す姿・基本目標・重点施策

目指す姿

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
～誰一人取り残さない地域共生社会～

基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

重点施策

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む必要のある事業を横断的にまとめ、重点施策として設定

取組の柱	重点取組	具体的な取組（カッコ内は関連事業 ※裏面参照）
1 （対象者を） つなぎ・ 見守る	刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進	①検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施（VI-1-①②⑤⑥⑦） ②矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施（VI-1-②⑤⑥⑦）
	地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築	①保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施（VI-1-②⑤⑥⑦） ②様々な支援者が参加する重層的支援会議の開催（VI-1-⑦） ③とよた多世代参加支援プロジェクトの活用（VI-1-⑧）
2 （支援者を） 支える	更生保護活動を行う民間協力者への活動支援	①民間協力者への連携体制の構築（VI-1-⑤⑥⑦） ②保護司の負担軽減、担い手確保（V-1-②③④） ③協力雇用主等へのサポート体制の充実（V-1-⑤）
3 （再犯防止を） 理解する	再犯防止の推進等に関する周知・啓発	①広報とよたを始めとする様々な手段による周知・啓発活動の実施（V-2-①②③） ②多職種が参加する研修会等の開催（VI-1-②）

5 計画の進行管理

- 「豊田市再犯防止推進委員会」を新たに設置し、計画全体の評価を行う。

■成果目標

目標名	現状値	目標値
豊田署・足助署における検挙者のうち再犯者の数（R2）	247件	↘
刑事司法関係機関等から情報提供を受け、支援に繋がった人の割合 ※R3.4～12月までの数値	86%（※）	↗

■評価指標（現状値はR3）

取組の柱	目標名	現状値	目標値
1 つなぎ・ 見守る	刑事司法関係機関等から市に入った相談の件数 ※R3.4～12月までの数値	7件（※）	↗
	保護司・協力雇用主から市に入った相談の件数	0件	↗
3 理解する	再犯防止に関する周知・啓発件数	31回	↗
	様々な職種が参加する研修等の開催回数	0回	↗

事業一覧

★：計画開始に伴い実施する事業 ◆：重点施策に関連する事業

分野	施策	事業名
I 就労・住居の確保	1 就労の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業
		② 就労準備支援事業
		③ 生活保護受給者等就労自立促進事業
		④ 障がい者就労・生活支援センター事業
		⑤ 就労支援室、女性しごとテラス運営事業
	2 住居の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
		② 住居確保給付金の支給事業
		③ 一時生活支援事業
		④ 市営住宅入居者募集事業
		⑤ セーフティネット住宅の登録促進事業
		⑥ 住宅確保要配慮者居住支援事業
II 保健医療・福祉サービス利用の促進	1 高齢者・障がい者等への支援	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
		② 生活困窮者家計改善支援事業
		③ 被保護者家計改善支援事業
		④ 障がい福祉サービス等の提供
		⑤ 地域包括支援センター事業
		⑥ 福祉医療費助成事業
		⑦ 依存症に関する相談支援事業
		⑧ 依存症関連情報誌を活用した啓発事業
		⑨ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ◆
III 学校等と連携した修学支援の実施	1 修学支援の実施等	① 子どもの学習・生活支援事業
		② 生活保護世帯就学支援事業
		③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ◆

分野	施策	事業名
IV 特性に応じた効果的な指導の実施	1 特性に応じた効果的な指導の実施	① 女性のための相談事業
		② こども発達センターによる発達支援事業
		③ 若者サポートステーション事業
V 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進等	① 協力雇用主に対する入札優遇制度
		② 更生保護団体への補助事業
		③ 更生保護団体への支援事業
		④ 更生保護サポートセンターへの支援事業
		⑤ 弁護士によるサポート事業 ★ ◆
	2 広報・啓発活動の推進	① 社会を明るくする運動の推進事業 ◆
VI 国・民間団体等との連携強化	1 国・民間団体等との連携強化	② 更生保護団体の活動周知・啓発 ◆
		③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲】 ◆
		① 弁護士によるサポート事業【再掲】 ★ ◆
		② 司法と福祉の合同研修会 ★ ◆
		③ 再犯防止推進委員会 ★
		④ 民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会との連携
		⑤ 包括的相談支援事業 ◆ (重層的支援体制推進事業)
		⑥ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ◆ (重層的支援体制推進事業)
		⑦ 多機関協働事業 (重層的支援体制推進事業) ◆
		⑧ 参加支援事業 (重層的支援体制推進事業) ◆
⑨ 地域づくり事業 (重層的支援体制推進事業) ◆		
⑩ 豊田市地域自立支援協議会		